

所得税関係

年の途中で亡くなられた場合の 扶養関係等

1 はじめに

令和5年の人口の自然増加数は△84万人で、前年より5万人も多く減少し、13年連続減少している。今回は年の途中で亡くなられた居住者の取扱い等を検討する。

2 死亡退職後に支払う給与の取扱

死亡した者にかかる給与等で、その死亡後に支給期の到来するものについては、本来の相続財産として相続税の課税対象となるため「給与等の源泉徴収票」の「支払金額」欄に含める必要はない。なお、死亡時までには支給期の到来している給与については「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄に含める必要がある。従って、この分も含め年末調整を行う（所基通9-17、190-1）。「支給期」とは支給日が契約や株主総会の決議で定められている給与等についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日をいう（所基通36-9）。

3 年の途中で亡くなった場合の扶養の判定

通常、控除対象配偶者または扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日の現況によることになっているが、その判定にかかる者がその当時すでに死亡している場合には、そ

の死亡の時の現況により判定する（所法85）。

そこで、給与所得者の場合は、死亡した日までに受け取った、または受けとるべき給与の額で判定する。

4 年の中途において死亡した者の親族が扶養親族等に該当するかの判定

年の中途において死亡した居住者の配偶者その他の親族がその居住者の同一生計配偶者若しくは所得税法83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者（以下「配偶者」という）又は扶養親族に該当するかの判定にあたっては、次によるものとする。

(1)当該親族等がその居住者生計を一にしていたかどうか、および親族関係にあったかどうかは、その死亡の時の現況により判定する。

(2)当該親族等が同一生計配偶者若しくは配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する（所基通85-1）。

これについては、平成21年国税不服審判所が「所得税法では合計所得金額については「その年中」すなわち1月1日から12月31日までの収入金額を基礎に計算される。このことは配偶者控除を受けようとする居住者が

年中に死亡していたかどうかによって異なるものでない」と裁決（H21.12.7No.78）した。

5 年の中途において死亡した居住者の配偶者又は扶養親族とされた者

年の中途において死亡した居住者の配偶者又は控除対象扶養親族として控除された者であっても、その後その年中において相続人等他の居住者の控除対象配偶者若しくは配偶者又は控除対象扶養親族にも該当する者については、当該他の居住者が自己の控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族として控除できる（所基通83～84-1）。

この規定は障害者控除でも同様である（所基通79）。

6 配偶者控除の受ける場合の寡婦控除

年の中途において夫と死別した妻でその年において寡婦に該当する者については、その者が死別した夫につき配偶者控除の適用を受ける場合でも、寡婦控除の適用はある（所基通80-1）。

7 おわりに

年の途中で死亡した居住者自身が扶養等に該当するかの判定と、当該居住者の親族の扶養控除等の適用の判定では、合計所得を計算する期間が異なる点に留意されたい。

右山研究グループ
税理士 田久保知子